

国民健康保険への加入・脱退手続き

国民健康保険に加入するとき	必要な書類など
市内に転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書、認め印
勤務先の健康保険をやめたとき	勤務先の健康保険をやめた証明書（資格喪失証明書など）、認め印
勤務先の健康保険の被扶養者から外れたとき	被扶養者から外れた証明書、認め印
子どもが生まれたとき	被保険者証、母子健康手帳、分娩に係る領収明細書、世帯主名義の口座番号が分かるもの、認め印
生活保護を廃止されることになったとき	生活保護受給証明書、認め印

※手続きには、世帯主および対象となる方のマイナンバー確認書類（通知カードなど）と手続きする方の身元確認書類（免許証など）が必要です。また、住民票が同一世帯の方で既に国民健康保険に加入している方がある場合には、その方のマイナンバー確認書類も必要です。

国民健康保険を脱退するとき	必要な書類など
市から転出するとき	被保険者証、認め印
勤務先の健康保険に入ったとき、または被扶養者になったとき	国保と勤務先の両方の被保険者証（全員分）、認め印
死亡したとき	被保険者証、喪主であることが確認できるもの（会葬お礼のはがき、葬儀代の領収証）、喪主の口座番号が分かるもの、認め印
生活保護を受けることになったとき	生活保護受給証明書、認め印

※手続きには、世帯主および対象となる方のマイナンバー確認書類（通知カードなど）と手続きする方の身元確認書類（免許証など）が必要です。
※国保の資格がなくなってから国保の保険証を使用して医療を受けた場合、市が医療機関へ支払った医療費を返還していただきますので、ご注意ください。

退職・就職したら
国民健康保険の加入・脱退の
手続きをしましょう

市内に住所があつて勤務先の健康保険などに加入していない方は、国民健康保険に必ず加入することになります。会社などを退職し勤務先の健康保険を脱退したとき、または会社などに就職して勤務先の健康保険に加入したときには、国民健康保険の加入・脱退の手続きが必要で、忘れずに、手続きをしてください。

勤務先の健康保険に
入れませんか

会社、工場などの法人や従業員が5人以上の個人事業所に勤務している方と、その家族は、勤務先の健康保険や厚生年金などへの加入が法律で義務付けられていて、病気やけがをしたときに必要な保険給付が行われ、生活を安定させる仕組みが取られています。そのため、このような方は国民健康保険に加入することができませんので、ご注意ください。

パートやアルバイトの方で
年金に加入しなければなら
ない場合

パートやアルバイトの方で年金に加入しない場合は、国民健康保険に加入する必要があります。年金に加入しない場合は、国民健康保険に加入する必要があります。

健康保険に関する
問い合わせ先

▼健康保険に関すること
国民健康保険協会東京支部
03・6853・6111
厚生年金に関すること
武蔵野年金事務所
0422・561411
労働基準・労働災害に関すること
労働基準・労働監督署
0422・481161

い場合があります。勤務先の健康保険への加入については、職場の担当者や国民健康保険協会へご相談ください。
※「法人」とは公・私法人、営利法人、公益法人、社団法人や財団法人を指しません。一般的には、商法により設立された会社で、社会福祉法人、医療法人、学校法人などの特許法人や公法人である都道府県、市区町村の地方公共団体も含まれます。

年金から天引きされる介護保険料
についてお知らせします

65歳以上（介護保険の第1号被保険者）で、公的年金の月額が18万円以上であることなどの要件を満たす方の介護保険料は、年6回、偶数月に支給される年金から天引き（特別徴収）します。

介護保険料の年間
決定通知書兼納入通知書

決定通知書兼納入通知書でお知らせします。年間保険料の決定後は、仮徴収額との差額分を、10月・12月・翌年2月に支給される年金から天引きします（これを「本徴収」といいます）。

また、仮徴収が行われる年
度前半（4月・6月・8月）
の保険料額と、本徴収が行わ
れる年度後半（10月・12月・
翌年2月）の保険料額を平準
化するために、8月の仮徴収
額を変更することがあります。
8月の仮徴収額を変更した場
合は、「介護保険料決定通知書兼納入通知書」でお知らせします。

2年度
「ボランティア保険」「行事保険」
加入手続きのお知らせ

「ボランティア保険」は、31日で補償期間が終了しました。ボランティア活動中の「傷害保険」と「賠償責任保険」を活動に加入する方は、新セットにした保険です。社会福祉協議会または中央町地区センターで手続きができます。平成31年度（令和元年度）に加入した同保険は、2年3月もありません。行事保険と行事

「ボランティア保険」は、31日で補償期間が終了しました。ボランティア活動中の「傷害保険」と「賠償責任保険」を活動に加入する方は、新セットにした保険です。社会福祉協議会または中央町地区センターで手続きができます。平成31年度（令和元年度）に加入した同保険は、2年3月もありません。行事保険と行事

4月から わかくさ学園は
「児童発達支援センターわかくさ学園」
に移行します

わかくさ学園は、障害や発達に課題をもつ子どもたちの療育（通所支援）の場であり、子どもの発達や子育ての相談（相談支援・地域支援）の場

わかくさ学園は、障害や発達に課題をもつ子どもたちの療育（通所支援）の場であり、子どもの発達や子育ての相談（相談支援・地域支援）の場

「児童発達支援センターわかくさ学園」
2年度入園児を追加募集します

【申込期間】4月1日（水）～7日（火）
【対象】心身の障害や発達に遅れを有する就学前（6歳未満）の児童。
※選考審査により入園の可否を決定します。

障害者福祉事業タクシーなどの移送
費、ガソリン費などを助成します

市では、市内在宅で身体障害者手帳1・2級および3級（内部障害のみ）または愛の手帳1・2度をお持ちの方を対象に、タクシー費またはガソリン費を助成しています（左表1）。助成には所得制限があります（左下表2）。

表1 福祉タクシー事業・
ガソリン費助成事業の対象・内容など

区分	福祉タクシー事業	ガソリン費助成事業
対象	①身体障害者手帳1・2級（内部障害は3級） ②愛の手帳1・2度	3カ月間上限8,250円（1ℓにつき55円。150ℓまで）
助成内容	6カ月間 上限1万円	
請求方法	請求書に領収書・レシートを添付して提出	
請求月	4月・10月	4月・7月・10月・1月
申請に必要なもの	①身体障害者手帳または愛の手帳 ②認め印（スタンプ式は不可） ③本人の口座が分かるもの ④車検証（ガソリン費助成申請の場合のみ）※登録車両は本人または同居親族の車両のみ ⑤令和元年度課税（非課税）証明書（転入などで東久留米市で所得確認ができない方のみ）	

表2 福祉タクシー事業・
ガソリン費助成事業の所得制限限度額

扶養親族数	所得制限限度額
0人	473万5,000円
1人	516万8,000円
2人	560万3,000円
3人	603万8,000円
4人	647万3,000円
5人	690万8,000円

※扶養親族数6人以上は、1人増すごとに43万5,000円を加算します。
※ガソリン費助成は、世帯全員の所得確認が必要です。

高齢者訪問理美容助成事業の
変更について

市では65歳以上で要介護認定3以上の在宅の方を対象に、成していましたが、4月1日より対象者の清潔保持やその訪問して調整を行っています。他の方との公平性の観点から、これまで、1回あたり50

耐震相談会

市では、無料耐震相談会を実施します。無料耐震相談会とは、相談者が持参した図面をもとに住宅の簡易診断などを行うものです。

【日時・会場】午後2時～5時、市役所1階屋内ひろばです。日程は下表のとおり

日程
6月12日（金）
8月7日（金）
10月9日（金）
12月11日（金）
3年2月12日（金）

耐震相談会年間日程

【相談員】東久留米建築設計協会会員
【費用】無料
申し込みは各相談日の前日まで、電話で同協会事務局（桑原建築設計事務所）へ
76・1515へ。
※当日の受け付けもできません。詳しくは施設建設課へ
0・7756へ。

詳しくは施設建設課へ
0・7756へ。